

〔沿革〕 平成6年12月例規（警）第23号 平成19年7月例規（生総）第54号  
平成25年3月例規（警）第15号 平成26年7月例規（生総）第41号  
平成28年6月例規（生総）第24号 平成30年7月例規（警）第24号  
各部長・参事官・所属長

みだしの要領を別添のとおり定め、平成5年9月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、防犯警察官の養成及び運用要綱の制定について（平成元年例規（防）第25号）は、廃止する。別添

#### 生活安全任用科教養要領

### 第1 目的

この要領は、巡査部長又は巡査の階級にある者の中から、生活安全部門の事務に専従する者（以下「生活安全警察官」という。）を養成するため、優れた資質と適性を有する者の選考、教養等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 適任者の推薦

- 1 署長は、生活安全警察官としての適格性、本人の希望等を考慮した上で、巡査部長又は巡査の階級にある者の中から、生活安全警察官選考基準（別表第1）により生活安全警察官適任者（以下「適任者」という。）を選考し、生活安全警察官推薦書（別記第1号様式。以下「推薦書」という。）により生活安全部生活安全総務課長（以下「生活安全総務課長」という。）を経由して生活安全部長に上申するものとする。
- 2 署長以外の所属長は、前1に準じて適任者を選考し、生活安全総務課長を経由して生活安全部長に上申することができるものとする。
- 3 警務部警務課長（以下「警務課長」という。）は、職員の能力、適性等を踏まえつつ、部門間の均衡を考慮した人材の登用・育成の観点から、適任者の推薦について必要な意見を付すことができるものとする。

### 第3 適任者の選考

- 1 生活安全総務課長は、警務課長と適任者の選考について必要な協議等を行い、その結果を生活安全部長に報告するものとする。
- 2 生活安全部長は、前1の結果を踏まえ、推薦を受けた者の中から書類審査、筆記試験、面接等により、適任者を選考して合格者（以下「選考合格者」という。）を決定し、その結果を上申した所属長に通知するものとする。

### 第4 任用科教養受講者対象者

生活安全部長は、前第2に定める選考合格者の中から生活安全任用科教養（以下「任用科教養」という。）受講者を選考し、その結果を当該受講者の所属長に対して通知するものとする。

### 第5 教養区分、実施要領

- 1 生活安全部長は、生活安全警察官として適性のある者に対して必要な基礎的な知識及び技能を修得させるため、年1回、任用科教養を実施するものとする。
- 2 任用科教養は実務教養及び実務研修とし、次の区分により実施するものとする。
  - (1) 実務教養は、警察学校において千葉県警察教養規則施行細則（平成15年本部訓令第8号）第3条第8号の規定による部門別任用科として行うものとする。
  - (2) 実務研修は、実務教養終了後、引き続き生活安全部長があらかじめ指定した署（以下「指定署」という。）において研修させるものとする。この場合において、実務研修対象者には、

当該所属及び指定署の兼務発令を行うものとする。

## 第6 教養期間

任用科教養の期間は、次のとおりとする。

- (1) 実務教養 4週間
- (2) 実務研修 4週間

## 第7 教養内容

任用科教養は、生活安全任用科教養基準（別表第2。以下「教養基準」という。）に基づき行うものとする。

## 第8 指導体制及び任務

- 1 任用科教養を効果的に実施するため、県本部及び指定署に指導責任者、指導実施者及び指導補助者（以下「指導責任者等」という。）を置くものとする。
- 2 指導責任者等は、次表に掲げる者をもって充てるものとする。  
なお、指導補助者は、知識、経験等を考慮の上、指導責任者が指定するものとする。

区分	指導責任者	指導実施者	指導補助者
県本部	生活安全総務課長	生活安全総務課管理官（指導）	生活安全部各課課長補佐及び係長
刑事官配置署	刑事官	生活安全課長	係長及び主任
その他の署	署長	生活安全課長	係長及び主任

### 3 指導責任者等の任務

#### (1) 指導責任者

- ア 県本部の指導責任者は、任用科教養に関して、次の事務を行うものとする。
- (ア) 教養基準に基づく、実務教養及び実務研修指導要領の作成に関すること。
  - (イ) 実務教養及び実務研修における教養計画の作成に関すること。
- イ 署の指導責任者は、実務研修に関し、次の事務を行うものとする。
- (ア) 実務研修における総合的な指導に関すること。
  - (イ) 教養計画の適正な推進に関すること。

#### (2) 指導実施者

- ア 県本部の指導実施者は、任用科教養に関して、県本部の指導責任者の指揮を受け、実効のある教養計画の運用に当たるものとする。
- イ 署の指導実施者は、実務研修に関し、署の指導責任者の指揮を受け、直接指導に当たるとともに、実効のある実務研修の運用に当たるものとする。

#### (3) 指導補助者

指導補助者は、実践的な指導について指導責任者及び指導実施者の積極的な補助に当たるものとする。

## 第9 任用科教養修了者名簿及び選考合格者名簿の作成及び管理

- 1 生活安全部長は、任用科教養修了者及び選考合格者の生活安全部門への適正な任用を図るため生活安全任用科教養修了者名簿（別記第2号様式）及び選考合格者名簿（別記第3号様式）（以下「修了者名簿等」と総称する。）を作成し、修了者名簿等に登載された者（以下「修了者名簿等登載者」という。）の所属長（以下「当該所属長」という。）に送付するものとする。
- 2 当該所属長は、修了者名簿等登載者が、次のいずれかに該当することとなったときは、修了者名簿等から削除し、その旨を生活安全総務課長を経由して生活安全部長に報告するものとする。ただし、(5)については、選考合格者名簿に限る。
  - (1) 生活安全警察官に任用されたとき。
  - (2) 生活安全警察官に任用されることなく3年を経過したとき。
  - (3) 退職したとき。
  - (4) 生活安全警察官選考基準（年齢、経験等の項目に係る基準を除く。）に該当しなくなったとき。
  - (5) 選考合格者が任用科教養を修了し、生活安全任用科教養修了者名簿に登載されたとき。

- 3 当該所属長は、修了者名簿等登載者が他の所属に異動したときは、修了者名簿等の写しを異動先の所属長に送付するとともに、その旨を生活安全総務課長を経由して生活安全部長に報告するものとする。

#### 第10 生活安全警察官の任用

##### 1 修了者名簿登載者からの任用

- (1) 署長は、巡査部長及び巡査の階級にある者を新たに生活安全警察官に任用する場合は、特段の事情のない限り、生活安全任用科教養修了者名簿に登載されている者（以下「修了者名簿登載者」という。）から生活安全警察官に任用するとともに、その結果を生活安全総務課長を経由して生活安全部長に報告するものとする。この場合において、生活安全総務課長は、生活安全部長への報告と併せて警務課長に通知するものとする。
- (2) 署長は、修了者名簿登載者の早期任用について配慮するものとする。

##### 2 選考合格者名簿登載者からの任用

署長は、所属に修了者名簿登載者がいない場合は、原則として、選考合格者名簿に登載されている者を生活安全警察官に任用するものとし、前記1の(1)と同様の手続によるものとする。

##### 3 修了者名簿等登載者以外の者からの任用

- (1) 署長は、修了者名簿等登載者以外の者（生活安全部門の経験を有する者を除く。）を生活安全警察官に任用しようとする場合は、事前に生活安全総務課長を経由して生活安全部長に上申するものとする。
- (2) 生活安全総務課長は、署長から前(1)による上申を受けた場合は、警務課長と任用について必要な協議等を行い、その結果を生活安全部長に報告するものとする。
- (3) 生活安全部長は、前(2)の結果を踏まえ、修了者名簿等登載者以外の者からの任用を承認するか否かについて判断し、その結果を署長に通知するものとする。

以下別表等省略